

施設使用料

(単位:円)

区分	名称及び区分		午前9時～12時	午後1時～5時	午後6時～10時	冷暖房料 (1時間当たり)
大ホール棟	大ホール (基本セット付)	平日	10,000	15,000	20,000	6,000
		土・日・休日	12,000	17,000	23,000	6,000
		リハ－サル室	1,300	1,600	1,900	500
		楽屋事務室	1,100	1,600	1,800	200
		楽屋1(洋室)	1,000	1,200	1,400	400
		楽屋2(和室)	1,000	1,200	1,400	400
		特別会議室	1,000	1,200	1,400	400
		ロビー・ホワイエ	1,000	1,200	1,400	1,000
中ホール棟	中ホール (基本セット付)	平日	5,000	6,000	7,000	4,000
		土・日・休日	6,000	7,000	8,000	4,000
		結婚披露宴等	12,000	15,000	18,000	4,000
		楽屋3(洋室)	500	600	700	200
		楽屋5(洋室)	500	600	700	200
		105会議室	500	600	700	200
		101会議室	500	600	700	200
		102会議室	1,000	1,200	1,400	400
		201会議室	1,000	1,200	1,400	400
		大会議室	1,200	1,400	1,600	400
		和室	1,000	1,200	1,400	400
		調理実習室	1,000	1,200	1,400	400
		陶芸室	1,000	1,200	1,400	400
		屋外広場	2,000	2,000	2,000	

割増使用料

1. 使用料が入場料又はこれに類する費用等を徴収する場合は、次の各号に定める場合で算定した額を加算した額。この場合、入場料の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として算定する。

(1) 500円以上 1,000円未満 5割

(2) 1,000円以上 2,000円未満 8割

(3) 2,000円以上 10割

2. 入場料を徴収しないが商品の宣伝、展示即売など営利を目的として使用する場合は、基本使用料の10割を加算した額。

3. 使用時間を超過し、または繰り上げて使用する場合は、1時間につき該当使用区分にかかる基本使用料の3割に相当する額。

備考

1. 基本使用料の土・日・休日は、土曜・日曜日及び国民の休日に関する法律で定める休日をいう。

2. 付属設備等使用料は別に定める。

3. 上記表中の金額は、消費税を含む。

4. 舞台練習のためステージのみを使用するとき(同日に催し物を行う場合を除く)は、使用時間帯の使用料の5割とする。